

事件番号 平成28年(行ウ)第49号, 平成28年(行ウ)第134号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外101名

被告 国

準備書面(4)

平成28年11月28日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

1 被告からの求釈明の内容

被告から,平成28年10月19日付第2準備書面において,原告らに対し,原告らの主張する違法事由が,被告の行ったいずれの処分との関係で違法となるのか明らかにするよう求釈明がなされた。

2 伊方最高裁判決からの帰結

(1) 伊方最高裁判決の内容

伊方最高裁判決は,原発に係る設置許可処分の取消訴訟における司法審査の在り方について,訴状66頁以下に記載したとおり,行政庁の判断に不合理な点があることの立証責任は,「本来原告が負うべきものと解されるが当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が所持していることなどの点を考慮すると,被告行政庁において,まず,原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議

及び判断の過程等，被告行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠及び資料に基づき主張，立証する必要がある，被告行政庁が，その主張，立証を尽くさない場合には，被告行政庁がした判断に不合理な点があることが事実上推認される」と判示した。

(2) 伊方最高裁判決の判示に照らせば，まず被告において，審査の概要を示すべきであること

このような伊方最高裁判決の判示を踏まえれば，原発の設置変更許可処分等の取消しが問題となっている本件においても，被告において，具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程に不合理な点がないことを主張，立証する必要がある。

3 まず被告が審査の内容を示すべきであること

もつとも，原告らとしても，被告の行った膨大な審査のあらゆる問題について違法であると主張するわけではなく，本件訴訟における審議との関係で争点を絞る必要があることも理解している。

そこで，まずは被告において，本件原発における各審査の概要に加え，そこでどのような問題を審査するか，ある程度の内容について示すべきであり，それを踏まえて，原告らが訴状等に記載した問題点が具体的にどこに問題があるのかを指摘することとしたい。これに対して，被告において詳細な反論を行うことで，伊方最高裁判決で定立された規範を踏まえつつ，審理の迅速・充実を図ることができると思われる。

以 上